

串間市国土強靱化地域計画

宮崎県 串間市

令和2年5月策定

令和5年1月改訂

目次

序章 国土強靱化の基本的な考え方	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
第1章 串間市の地域特性	1
1 本市の位置と地勢等	1
2 人口動態等	2
3 過去の災害と想定される災害	2
第2章 串間市の地域強靱化に向けた基本目標等	3
1 地域強靱化の基本目標等	3
2 リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）	3
3 地域強靱化を進めるうえでの基本的な方針	5
第3章 脆弱性評価	6
1 想定されるリスク	6
2 脆弱性評価	6
第4章 施策分野ごとの地域強靱化の推進方針	27
1 行政機能・消防・防災教育	27
2 住宅・都市	29
3 保健医療・福祉	30
4 物資・エネルギー・情報通信	31
5 産業	32
6 交通・物流	32
7 農林水産	33
8 国土保全	33
9 環境	34
第5章 市計画の推進と不断の見直し	35
1 市の他の計画等の必要な見直し	35
2 市計画の進捗管理	35
3 市計画の不断の見直し	35

個別計画

- 別紙1 串間市総合運動公園整備
- 別紙2 市道整備
- 別紙3 橋梁整備

改訂
令和3年10月（道路個別計画差替）
令和5年1月（別紙1～3差替）

■序章 国土強靱化の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

我が国では、阪神・淡路大震災や東日本大震災等の地震災害、毎年のように発生する台風・豪雨災害など、これまでに数多くの大規模自然災害に見舞われ、災害から長い時間をかけ復旧と復興を繰り返してきたところである。

近い将来発生するとされている南海トラフを震源とする巨大地震や首都直下地震、火山噴火等に対し、これまでの災害対応で得た教訓を生かすことを目的に、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が施行され、災害に負けない強さと、迅速に回復するしなやかさを併せ持つ国づくりを推進する必要があるとの観点から、平成26年6月に、国土の強靱化に関係する個々の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）が策定されたところである。

国土強靱化は国、地方公共団体、民間事業者、そして国民が一丸となり取り組むことが必要であり、それぞれの立場を尊重しつつ連携する体制を構築することから、本市では、今後発生すると考えられる自然災害に備え「串間市国土強靱化地域計画（以下「市計画」という。）」を策定する。

2 計画の位置づけ

災害から市民の命と財産を守り、迅速に復旧・復興が可能となるよう「強さ」と「しなやかさ」を持った串間市を目指す計画とする。

本市の地勢・環境・規模等に即し、国の基本計画及び宮崎県国土強靱化地域計画、串間市長期総合計画との連携を図りつつ、市における各計画等の策定における国土強靱化施策分野での指針となるものである。

■第1章 串間市の地域特性

1 本市の位置と地勢等

(1) 本市の位置

本市は、宮崎県の最南端の東経131度09分から131度23分および、北緯31度21分から31度39分の間に位置し、総面積は295.17km²で、宮崎県の総面積の約3.8%を占めている。

東は洋々たる日向灘に、南は志布志湾に臨み、また、北は都城市および日南市と境し、西は龍口、笠祇などの山麓をもって鹿児島県志布志市と隣接している。

(2) 本市の地勢

本市域には二つの山脈がはしり、一つは北から南に笠祇、龍口などの連山がそびえたち、その北部は、うっ蒼たる山林に包まれ森林資源の宝庫をなしている。これらの連山に源を発する河川は、市域中央を貫流する福島川をはじめ、数河川の水系に別れ、その流域に肥大な耕地を養い、豊富な農産物を産出している。

また、約77kmの海岸線は日南海岸国定公園に属し、野生馬のいる都井岬、文化猿の幸島、九州最大のテーブルサンゴなど豊かな自然環境に包まれた地域である。

地目別に土地利用状況を見ると、森林面積が22,588.7ha、耕地面積が3,030haであり、串間市総面積29,517haの約86.8%を占めている。

(3) 気候の特性

本市は南海気候区に属し、温暖な気候となっており、宮崎地方気象台串間観測所における日降水量150mmの降雨を1回でも記録した年は、10年間のうち7回あり、災害に結びつく危険性があるといわれる日降水量100mm程度の降雨は、毎年のように起こりうる結果となっている。

2 人口動態等

(1) 人口の推移

本市の総人口は、一貫して減少傾向で推移しており、国勢調査による平成27年現在の総人口は18,779人であり、昭和55年の人口と比べると、10,641人(36%)減少している。

本市の年齢3区分別人口の推移を見ると、年少人口(0～14歳)は平成27年には昭和55年と比べ、4,131人(65.9%)減少している。また、生産年齢人口(15～64歳)は平成27年には昭和55年と比べ、9,649人(50.8%)減少して、老年人口(65歳以上)は増加傾向で推移しており、平成27年には昭和55年と比べ、3,090人(73.5%)増加している。

(2) 産業構造

就業人口を平成27年の8,789人と過疎対策の始まった昭和45年の15,476人の国勢調査で比較すると、43.2%の減少となっており、産業別では、第1次産業が8,554人から2,382人へ、第2次産業が1,792人から1,351人へ、第3次産業が5,129人から5,047人へとそれぞれ減少している。

本市の就業者にかかる特化係数をみると、全国と比較し、農業、漁業、林業が1.5を超える係数であり、本市における主要産業になっている。

3 過去の災害と想定される災害

(1) 本市の過去の災害

過去の地震による被害については、宮崎県では日向灘を中心に各所で発生しているが、本市では地震による大きな被害の記録は残されていない。

その一方、市域中央を貫流する福島川をはじめ、数河川の水系に沿うようにして市民の生活圏があるため、台風や豪雨により河川沿いの低地では浸水被害が発生して、昭和34年7月の豪雨では、死者1名に加え2,300人以上の罹災者が出て、家屋全壊や床上浸水等による家屋被害が1,500棟以上発生しており、記憶に新しいものでは、平成5年9月に接近した台風13号では、人的被害はなかったものの、市内全域において1週間以上の停電が発生した。

(2) 本市に被害を及ぼすと想定される災害

① 地震

本市はユーラシアプレート上に位置し、フィリピン海プレートがユーラシアプレートの下に沈み込むことによって発生する地震が、過去十数年から数十年間隔で発生するという地震活動が活発な地域に含まれており、この領域を震源とする日向灘地震は、今後30年以内にマグニチュード7.6前後の地震が10%程度、マグニチュード7.1前後の地震が70～80%の確率で発生するとされており、本市に大きな被害を及ぼす可能性がある。

さらに駿河湾から日向灘まで伸びる南海トラフと呼ばれる海溝では、歴史上たびたび大きな地震が発生しており、科学的に考えられる最大クラス(マグニチュード9)の地震である「南海トラフ巨大地震」が発生した場合、甚大な被害が想定されている。

② 風水害

台風は毎年のように接近・通過しており、近年、地球温暖化の影響等により1時間当たりの雨量が50mmを上回る豪雨が全国的に増加するなど、雨の降り方が局地化、集中化、激甚化しており、市内でもこれまでにない洪水や土砂災害等の発生が懸念される。

ア 河川洪水

本市には、二級河川の福島川、本城川、市木川などの主要河川が居住地域を縦断するように流れており、河口付近においては、高潮など潮位の影響を受ける流域区間もある。

近年では、平成29年台風22号により、本城川流域において家屋等の浸水被害が発生し、また、平成30年台風24号では、二級河川天神川流域の本市中心市街地をはしる国道220号が一部冠水した被害も発生した。

現在、河川改修工事が実施されており、今後洪水被害を抑制できるものと考えられるが、大水害と同規模もしくはそれ以上の長期間豪雨が発生した場合は、さらなる被害が発生すると考えられる。

イ 土砂災害

本市は急峻な山に囲まれた中山間地もあり、土砂災害危険区域等の指定されている地域が多くある。そのため、降雨期や台風により毎年のように小規模ではあるが、土砂災害が発生し、長期間豪雨が続く場合は大きな被害につながることも想定される。

③ 大規模火災

本市では、平成11年に大規模林野火災が発生（上田口地区）しており、宮崎県内でも大規模火災の記録が多く残されている中、近年、県内での大規模火災は減少しているが、平成28年に新潟県糸魚川市で発生した大規模火災は、対岸の火事などではなく、気象条件や出火場所によっては、本市においても大規模火災の発生が十分考えられる。

また、本市は総面積の約76%が山林であることから、車両の進入が困難な場所で林野火災が発生した場合は、被害が甚大なものになると考えられる。

■第2章 串間市の地域強靱化に向けた基本目標等

1 地域強靱化の基本目標等

本市は、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた地域強靱化を推進するため、以下の4つの「基本目標」と基本目標を達成するため8つの「事前に備えるべき目標」を定めることとする。

(1) 基本目標

- ① 最大限の人命保護
- ② 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること。
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

(2) 事前に備えるべき目標

- ① 直接死を最大限防ぐ。
- ② 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する。
- ③ 必要不可欠な行政機能を確保する。
- ④ 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する。
- ⑤ 経済活動を機能不全に陥らせない。
- ⑥ ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる。
- ⑦ 制御不能な二次災害を発生させない。
- ⑧ 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する。

2 リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）

起きてはならない最悪の事態に関しては、対象とするリスク及び本市の特性を踏まえ「起きてはならない最悪の事態」を4ページのとおりとし、リスクシナリオを回避するために必要な施策分野として、以下の9つを設定する。

- | | | |
|-----------------|---------|-----------|
| ① 行政機能・消防・防災教育 | ② 住宅・都市 | ③ 保健医療・福祉 |
| ④ 物資・エネルギー・情報通信 | ⑤ 産業 | ⑥ 交通・物流 |
| ⑦ 農林水産 | ⑧ 国土保全 | ⑨ 環境 |

起きてはならない最悪の事態					
基本目標	事前にも備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）		脆弱性 評価 ページ
1. 最大限の 人命保護	1	直接死を最大限防ぐ	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数の者が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生	6
			1-2	密集市街地や不特定多数の者が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生	7
			1-3	大規模津波等による多数の死傷者の発生	7
			1-4	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生	8
			1-5	大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生	8-9
2. 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される	2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	9
			2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生	10
			2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	10
			2-4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺	11
			2-5	被災地における疫病・感染症等の大規模発生	11
			2-6	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	12
3. 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化	3	必要不可欠な行政機能が確保する	3-1	被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱	12
			3-2	市役所の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	13
4. 迅速な復旧復興	4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止	13
			4-2	テレビ・ラジオ放送の中継等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	13
			4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	14
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下	14	
		5-2	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響	14	
		5-3	重要な産業施設の損壊、火災、爆発等	15	
		5-4	基幹的陸海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流での甚大な影響	15	
		5-5	食料等の安定供給の停滞	15	
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止	15	
		6-2	上水道の長期間にわたる供給停止	16	
		6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	16	
		6-4	交通インフラの長期間にわたる機能停止	16-17	
		6-5	防災インフラの長期間にわたる機能不全	17	
7	制御不能な二次災害を発生させない	7-1	地震に伴う市街地の大型火災の発生による多数の死傷者の発生	17	
		7-2	海上・臨海部の広域複合災害の発生	18	
		7-3	沿線・沿道の建物崩壊による閉塞	18	
		7-4	ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊、機能不全や堆積した土砂等の流出による多数の死傷者の発生	18	
		7-5	有害物資の大規模拡散・流出による地域の荒廃	19	
		7-6	農地・森林等の被害による地域の荒廃	19	
		7-7	漁港施設の被害による地域の荒廃	19	
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態	19	
		8-2	復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態	20	
		8-3	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水の発生により復興が大幅に遅れる事態	20	
		8-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失	20	
		8-5	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態	21	
		8-6	風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業等による地域経済等への甚大な影響	21	

3 地域強靱化を進めるうえでの基本的な方針

本市の強靱化を進めるうえで、国土強靱化の理念を踏まえ、「基本計画」において定められている、「事前防災及び減災その他迅速な復旧復興等に資する大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な地域づくり」について、過去の災害から得られた経験を最大限活用しつつ、以下に掲げる事項を主な趣旨とする基本的な方針に基づき推進していくこととする。

(1) 地域強靱化の取り組み姿勢

- ① 本市の強靱化を損なう根本原因をあらゆる側面から分析し、対策を講じる。
- ② 短期的な視点によらず、長期的な視野を持って計画的な取組にあたる。
- ③ 各地域の多様性を再構築し、地域間の連携を強化する。
- ④ 本市の潜在力、抵抗力、回復力及び適応力を強化する。

(2) 適切な施策の組み合わせ

- ① 災害リスクや地域の状況等に応じ、施設整備や耐震化等のハード対策と訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせ効果的に施策を推進する。
- ② 国、県、市、市民及び事業者等が連携し、役割分担して取り組む。
- ③ 非常時だけでなく、平時から有効に活用されるよう工夫する。

(3) 効率的な施策の推進

- ① 市民の需要の変化や社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化を図る。
- ② 限られた資金を有効に活用するため、民間資金の積極的な活用を図る。
- ③ 施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資する。
- ④ 人命を保護する観点から、関係者の合意形成を図り、土地の合理的利用を促進する。

(4) 地域の特性に応じた施策の推進

- ① 地域コミュニティの活性化と強靱化推進の担い手が活動できる環境整備に努める。
- ② 女性、高齢者、子ども（乳幼児）、障がい者及び外国人等に配慮する。
- ③ 地域の特性に応じ、自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮する。

■第3章 脆弱性評価

1 想定されるリスク

市民の生活に影響を及ぼすリスクとしては、自然災害の他に、原子力災害などの大規模事故やテロ等も含めたあらゆる事象が想定されるが、国の基本計画の想定が大規模自然災害とされていること、本県に甚大な被害をもたらす南海トラフ巨大地震等が発生する可能性があることとされていること等を踏まえ、市計画においては大規模自然災害を想定することとする。

2 脆弱性評価

39個の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するために、現在行っている有効な施策を踏まえ、各施策の取組状況や課題を整理し、現行の施策で対応が十分かどうか、現状の脆弱性を総合的に分析・評価した。評価に当たっては、できる限り進捗状況を示す指標を活用することとする。

(1) リスクシナリオごとの脆弱性評価の結果概要

1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数の者が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
【脆弱性の評価】 <ul style="list-style-type: none">○自主防災組織の充実、強化や地域防災のリーダーとなる防災士の育成が必要である。○市民や企業等の自発的な防災活動を促すため、地区防災計画の策定が必要である。○地域の消防活動を担う消防団の団員確保及び資質向上が必要である。○大規模災害等に備えた消防庁舎の移転や消防団活動拠点施設の整備、消防車両や装備資機材の充実が必要である。○市民に対する救命処置等の普及啓発を行うことが必要である。○市内の小中学校について、天井等の非構造部材の落下防止対策等を含め、耐震化を進めることが必要である。○住宅の耐震化を進めることが必要、又、既存市営住宅を含めた外壁落下防止等改修工事が必要である。○家具の転倒防止対策等について市民への周知・啓発が必要である。○防災上必要な施設における耐震化を進めることが必要である。○住宅の耐震化について市民への周知・啓発が必要である。○災害に強いまちづくりを進めるため、住宅・建築物等安全ストック形成事業を推進する。○市営住宅の防災・安全な整備を進めるため、防災・安全交付金等の公営住宅等整備事業、公営住宅等ストック総合改善事業等を推進する。
【現在の水準を示す指標】 <ul style="list-style-type: none">防災士数：83人（R1）自主防災組織率：90.9%（R1）地区防災計画策定地区数：0地区（R1）消防団員数：483人（R1）消防施設への装備資機材の充実：1か所（R1）救命講習受講者数：1,244人（R1）学校施設（全18か所）の耐震化：整備済（R1）住宅の耐震化率：49.0%（R1）市営住宅外壁改修等工事：5団地（R1）転倒防止対策等の出前講座実施回数：22回（R1）防災拠点となる公共施設の耐震化：8施設（R1）木造住宅耐震化へ向けた出前講座実施回数：1回（R1）消防団活動拠点施設整備：1箇所（R3）

<p>1-2 密集市街地や不特定多数の者が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生</p>
<p>【脆弱性の評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○住宅用火災警報器の設置を促進することが必要である。 ○防火について市民への周知・啓発が必要である。 ○自主防災組織の充実、強化や地域防災のリーダーとなる防災士の育成が必要である。【再掲】 ○市民や企業等の自発的な防災活動を促すため、地区防災計画の策定が必要である。【再掲】 ○地域の消防活動を担う消防団の団員確保及び資質向上が必要である。【再掲】 ○大規模災害等に備えた消防庁舎の移転や消防団活動拠点施設の整備、消防車両や装備資機材の充実が必要である。【再掲】 ○市民に対する救命処置等の普及啓発を行うことが必要である。【再掲】
<p>【現在の水準を示す指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> 住宅用火災警報器の設置率：83.0%（R 1） 火災による死者数：0人（R 1） 防災士数：83人（R 1）【再掲】 自主防災組織率：90.9%（R 1）【再掲】 地区防災計画策定地区数：0地区（R 1）【再掲】 消防団員数：483人（R 1）【再掲】 消防施設への装備資機材の充実：1か所（R 1）【再掲】 救命講習受講者数：1,244人（R 1）【再掲】 消防団活動拠点施設整備：1箇所（R 3）【再掲】
<p>1-3 大規模津波による多数の死傷者の発生</p>
<p>【脆弱性の評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○防災行政無線、防災メールや緊急速報メール等多様な伝達手段による情報の確実かつ迅速な伝達が必要である。 ○迅速な避難の実施に向け、市民への啓発が必要である。 ○地域や学校等で避難訓練を実施することが必要である。 ○平常時の避難行動要支援者名簿情報の提供可能な環境の整備が必要である。 ○避難行動要支援者名簿の提供及び個別避難計画の策定を進めることが必要である。 ○空からのアクセスが可能となるよう、あらかじめヘリコプター離着陸場となる地点を設定しておくことが必要である。 ○津波避難路、津波避難施設（タワー等）の整備や避難場所（避難ビル等）の確保が必要である。 ○自主防災組織の充実、強化や地域防災のリーダーとなる防災士の育成が必要である。【再掲】 ○市民や企業等の自発的な防災活動を促すため、地区防災計画の策定が必要である。【再掲】
<p>【現在の水準を示す指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> 防災行政無線子局数：118基（R 1） 津波避難訓練実施回数：11回（R 1） 平常時の避難行動要支援者名簿情報の提供可能な環境の検討及び研究：調査中（R 1） 避難行動要支援者名簿の作成：作成済（R 1） ヘリコプターの臨時離着陸場の指定数：17か所（R 1） 特定避難困難地域の解消：解消済（R 1） 防災士数：83人（R 1） 自主防災組織率：90.9%（R 1）【再掲】 地区防災計画策定地区数：0地区（R 1）【再掲】

1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

【脆弱性の評価】

- 地域防災計画に要配慮者利用施設を記載し、当該施設において避難計画の策定と避難訓練の実施を促すことが必要である。
- 河川水位に係る避難勧告等の発令基準の策定が必要である。
- 洪水ハザードマップの策定及び周知が必要である。
- 国や県と連携して、福島川、天神川、本城川等の河川改修による災害に強いまちづくりの推進が必要である。
- 市が管理する河川の草刈や浚渫の実施、護岸破損箇所の修繕による堤防からの越水を防止することが必要である。
- 自主防災組織の充実、強化や地域防災のリーダーとなる防災士の育成が必要である。【再掲】
- 市民や企業等の自発的な防災活動を促すため、地区防災計画の策定が必要である。【再掲】
- 防災行政無線、防災メールや緊急速報メール等多様な伝達手段による情報の確実かつ迅速な伝達が必要である。【再掲】
- 迅速な避難の実施に向け、市民への啓発が必要である。【再掲】
- 地域や学校等で避難訓練を実施することが必要である。【再掲】
- 平常時の避難行動要支援者名簿情報の提供可能な環境の整備が必要である。【再掲】
- 避難行動要支援者名簿の提供及び個別避難計画の策定を進めることが必要である。【再掲】

【現在の水準を示す指標】

- 地域防災計画に記載した要配慮者利用施設数（洪水）：作成中（R1）
- 関係機関とのホットラインの構築：策定済（R1）
- 洪水ハザードマップの作成：作成中（R1）
- 県河川改修：3か所（R1）
- 浚渫箇所：5か所（R1）
- 防災士数：83人（R1）【再掲】
- 自主防災組織率：90.9%（R1）【再掲】
- 地区防災計画策定地区数：0地区（R1）【再掲】
- 防災行政無線子局数：118基（R1）【再掲】
- 避難訓練実施回数：20回（R1）
- 平常時の避難行動要支援者名簿情報の提供可能な環境の検討及び研究：調査中（R1）【再掲】
- 避難行動要支援者名簿の作成：作成済（R1）【再掲】

1-5 大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生

【脆弱性の評価】

- 土砂災害ハザードマップの策定及び周知が必要である。
- 急傾斜地の崩壊による土砂災害防止を行うことが必要である。
- ため池ハザードマップの策定及び周知が必要である。
- 土砂災害に係る避難勧告等の発令基準の策定が必要である。
- 大規模な火山噴火（桜島・新燃岳等）による大量の降灰への対策を行うことが必要である。
- 治山施設の整備による山地災害対策を行うことが必要である。
- 自主防災組織の充実、強化や地域防災のリーダーとなる防災士の育成が必要である。【再掲】
- 市民や企業等の自発的な防災活動を促すため、地区防災計画の策定が必要である。【再掲】
- 迅速な避難の実施に向け、市民への啓発が必要である。【再掲】
- 防災行政無線、防災メールや緊急速報メール等多様な伝達手段による情報の確実かつ迅速な伝達が必要である。【再掲】
- 地域や学校等で避難訓練を実施することが必要である。【再掲】

- 平常時の避難行動要支援者名簿情報の提供可能な環境の整備が必要である。【再掲】
- 避難行動要支援者名簿の提供及び個別避難計画の策定を進めることが必要である。【再掲】
- 地域防災計画に要配慮者利用施設を記載し、当該施設において避難計画の策定と避難訓練の実施を促すことが必要である。【再掲】

【現在の水準を示す指標】

- 土砂災害ハザードマップの作成：作成中（R 1）
- 県事業の砂防事業整備箇所数：4か所（R 1）
- 市事業の急傾斜地崩壊事業実施率：40.6%（R 1）
- ため池ハザードマップの作成：未作成（R 1）
- 関係機関とのホットラインの構築：策定済（R 1）【再掲】
- 大規模降灰に対する処理計画の策定：未策定（R 1）
- 治山施設整備：1地区（R 1）
- 防災士数：83人（R 1）【再掲】
- 自主防災組織率：90.9%（R 1）【再掲】
- 地区防災計画策定地区数：0地区（R 1）【再掲】
- 防災行政無線子局数：118基（R 1）
- 避難訓練実施回数：20回（R 1）【再掲】
- 平常時の避難行動要支援者名簿情報の提供可能な環境の検討及び研究：調査中（R 1）【再掲】
- 避難行動要支援者名簿の作成：作成済（R 1）【再掲】
- 地域防災計画に記載した要配慮者利用施設数（土砂）：11施設（R 1）

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

【脆弱性の評価】

- 家庭や事業所において食料や生活必需品の備蓄を促すことが必要である。
- 市において計画的な備蓄を進めることが必要である。
- 大規模災害に備えた受援計画を策定し、支援物資の円滑な受入れを可能とする体制を構築することが必要である。
- 上水道施設の耐震化や老朽化対策が必要である。
- 災害時における生活必需品や燃料等について、民間事業者等と物資調達・供給確保のための協定締結を進めることが必要である。

【現在の水準を示す指標】

- 生活必需品の備蓄を促す広報紙等による啓発回数：2回（R 1）
- 食料備蓄率：100%（R 1）
- 受援計画の策定：策定済（R 1）
- 上水道基幹施設（配水池・浄水池等）の耐震化率：37.0%（R 1）
- 上水道基幹管路の耐震化率：53.0%（R 1）
- 物資の供給に係る民間事業者等との協定締結数：24件（R 1）

<p>2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生</p>
<p>【脆弱性の評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○広域交通ネットワークの機能確保が必要である。 ○エネルギー供給源の確保のため、太陽光や蓄電池等の再生可能エネルギーの導入を促進することが必要である。 ○大規模災害発生時における道路啓開の実効性を確保するため、関係機関との協定を締結するとともに、協定に基づく訓練を行うことが必要である。 ○指定避難所等との通信手段を確保するため災害用通信設備を整備することが必要である。 ○自主防災組織の充実、強化や地域防災のリーダーとなる防災士の育成が必要である。【再掲】 ○市民や企業等の自発的な防災活動を促すため、地区防災計画の策定が必要である。【再掲】 ○空からのアクセスが可能となるよう、あらかじめヘリコプター離着陸場となる地点を設定しておくことが必要である。【再掲】 ○家庭や事業所において食料や生活必需品の備蓄を促すことが必要である。【再掲】
<p>【現在の水準を示す指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> 東九州自動車道事業化区間の用地取得率：0%（R 1） 東九州自動車道「清武南～志布志」間の供用率：13.0%（R 1） 蓄電池等設置補助数：3件（R 1） 道路啓開に関する協定の締結数：4件（R 1） 通信設備整備施設数：2施設（R 1） 防災士数：83人（R 1）【再掲】 自主防災組織率：90.9%（R 1）【再掲】 地区防災計画策定地区数：0地区（R 1）【再掲】 ヘリコプターの臨時離着陸場の指定数：17か所（R 1）【再掲】 生活必需品の備蓄を促す広報紙等による啓発：2回（R 1）【再掲】
<p>2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動の絶対的不足</p>
<p>【脆弱性の評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○大規模災害時に備え、消防組織間の相互応援協定に基づく連携強化が必要である。 ○自主防災組織の充実、強化や地域防災のリーダーとなる防災士の育成が必要である。【再掲】 ○市民や企業等の自発的な防災活動を促すため、地区防災計画の策定が必要である。【再掲】 ○地域の消防活動を担う消防団の団員確保及び資質向上が必要である。【再掲】 ○広域交通ネットワークの機能確保が必要である。【再掲】
<p>【現在の水準を示す指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> 相互応援協定数：4件（R 1） 防災士数：83人（R 1）【再掲】 自主防災組織率：90.9%（R 1）【再掲】 地区防災計画策定地区数：0地区（R 1）【再掲】 消防団員数：483人（R 1）【再掲】 東九州自動車道事業化区間の用地取得率：0%（R 1）【再掲】 東九州自動車道「清武南～志布志」間の供用率：13.0%（R 1）【再掲】

2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルート途絶、エネルギー供給途絶による医療機能の麻痺
<p>【脆弱性の評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市民病院の耐震化を進める必要がある。 ○大規模災害が発生しても業務が継続できるよう、市民病院の業務継続計画を策定することが必要である。 ○市民病院における非常用電源や受水槽の整備が必要である。 ○市民病院における非常用電源用の燃料、人工透析用の水の確保が必要である。
<p>【現在の水準を示す指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民病院の耐震化：整備済（R 1） 市民病院の業務継続計画の策定：策定中（R 1） 市民病院における災害対応施設の整備：整備済（R 1） 市民病院における関係機関・団体との協定締結：検討中（R 1）

2-5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生
<p>【脆弱性の評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○避難者に感染症が広まらないよう、簡易トイレ等を備蓄しておく必要がある。 ○下水道施設の耐震化を進める必要がある。 ○大規模災害が発生しても業務が継続できるよう、下水道業務継続計画を策定することが必要であり、計画の見直しを適宜行うとともに、計画に基づく防災訓練を実施する。 ○農業・漁業集落排水施設の老朽化対策を図るため、機能診断を実施することが必要である。 ○衛生・防疫体制の確立等について示した「避難所運営マニュアル」を策定し、周知しておくことが必要である。 ○感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から適切な健康診断や予防接種を推進することが必要である。 ○災害発生時に消毒を必要に応じて実施できる体制を維持しておくことが必要である。 ○避難所以外に避難する者が生じることを考慮し、正しい感染症予防の情報を定着させる方法を計画しておくことが必要である。
<p>【現在の水準を示す指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> 簡易トイレ備蓄数：36基（R 1） 下水道施設の耐震化率：100%（R 1） 計画に基づく訓練回数：1回（R 1） 農業集落排水施設の機能診断実施状況：実施済（R 1） 漁業集落排水施設の機能診断実施状況：未実施（R 1） 「避難所運営マニュアル」の策定：策定済（R 1） 予防接種法に基づく麻疹・風しんの予防接種率：95.5%（R 1） 消毒体制の整備：整備済（R 1） 災害時保健活動マニュアル策定：策定済（R 1）

2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

【脆弱性の評価】

- 大規模災害の発生に備えて、被災者台帳システムの導入を図ることが必要である。
- 避難所となっている施設の耐震化や防災機能の強化を図ることが必要である。
- 仮設住宅となる用地の確保を行っておくことが必要である。
- 災害発生時に、特別な配慮が必要となる高齢者や障がい者などの方々が避難できるよう、福祉避難所を確保することが必要である。
- 大規模災害の発生に備えて、被災者の健康管理を行う体制を構築しておくことが必要である。
- 福祉避難所として指定されている社会福祉施設において、大規模災害が発生しても業務が継続できるよう、業務継続計画を策定することが必要である。
- 被災建築物及び宅地応急危険度が迅速に行えるよう講習会を受講し、被災地となった場合の判定士要請、受入体制の構築をしておくことが必要である。
- 自主防災組織の充実、強化や地域防災のリーダーとなる防災士の育成が必要である。【再掲】
- 市民や企業等の自発的な防災活動を促すため、地区防災計画の策定が必要である。【再掲】
- 市内の小中学校について、天井等の非構造部材の落下防止対策等を含め、耐震化を進めることが必要である。【再掲】
- 市において計画的な備蓄を進めることが必要である。【再掲】

【現在の水準を示す指標】

- 被災者台帳システムの導入：未導入（R1）
- 重要避難所の自家発電施設整備数：6施設（R1）
- 仮設住宅用地確保数：706戸（R1）
- 福祉避難所の指定数：7か所（R1）
- 災害時保健活動マニュアル策定：策定済（R1）
- 業務継続計画を策定している福祉避難所数：6か所（R1）
- 被災建築物応急危険度判定士講習会受講回数：1回（R1）
- 被災建築物応急危険度判定士コーディネーター講習会受講回数：1回（R1）
- 防災士数：83人（R1）【再掲】
- 自主防災組織率：90.9%（R1）【再掲】
- 地区防災計画策定地区数：0地区（R1）【再掲】
- 学校施設（全18か所）の耐震化：整備済（R1）【再掲】
- 食料備蓄率：100%（R1）【再掲】

3-1 被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱

【脆弱性の評価】

- 自主防災組織の充実、強化や地域防災のリーダーとなる防災士の育成が必要である。【再掲】

【現在の水準を示す指標】

- 防災士数：83人（R1）【再掲】
- 自主防災組織率：90.9%（R1）【再掲】

3-2 市役所の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
<p>【脆弱性の評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○使用可能時間が72時間以上確保された非常用電源設備の導入及び燃料の確保が必要である。 ○防災拠点となる庁舎の耐震化や代替拠点の確保を進める必要がある。 ○職員の参集体制や災害対策要員の確保について検討を行う必要がある。 ○大規模災害の発生を想定した災害対策本部設置・運営訓練を行う必要がある。 ○策定した業務継続計画の不断の見直しや業務継続計画に基づく訓練を行う必要がある。 ○業務システムのクラウド化や外部データセンターへの移設を図る必要がある。 ○後方支援活動、避難所外の被災者対応、被災者等への情報発信の拠点整備が必要である。 ○大規模災害に備えた受援計画を策定し、支援物資の円滑な受入れを可能とする体制を構築する必要がある。【再掲】
<p>【現在の水準を示す指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> SSとの燃料提供協定：締結済（R1） 防災拠点施設の耐震化：整備済（R1） 職員の登庁訓練の実施回数：0回（R1） 災害対策本部設置・運営訓練の実施回数：1回（R1） 業務継続計画に基づく訓練の実施回数：0回（R1） クラウド化した（外部データセンターに移設した）業務率：100%（R1） 総合運動公園（防災公園）の整備率：29.1%（R1） 道の駅の整備率：0%（R1） 受援計画の策定：策定済（R1）【再掲】
4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
<p>【脆弱性の評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○防災行政無線の非常用電源設備の整備を図ることが必要である。
<p>【現在の水準を示す指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> 防災行政無線の非常用電源設備の整備：整備済（R1）
4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
<p>【脆弱性の評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○県の「防災・防犯メールサービス」への登録を市民に呼びかける必要がある。 ○防災行政無線、防災メールや緊急速報メール等多様な伝達手段による情報の確実かつ迅速な伝達が必要である。【再掲】
<p>【現在の水準を示す指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> 広報紙等による登録啓発回数：2回（R1） 防災行政無線子局数：118基（R1）【再掲】

4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

【脆弱性の評価】

- 防災行政無線のデジタル化の推進を図ることが必要である。
- 防災行政無線、防災メールや緊急速報メール等多様な伝達手段による情報の確実かつ迅速な伝達が必要である。【再掲】
- 防災行政無線の非常用電源設備の整備を図ることが必要である。【再掲】

【現在の水準を示す指標】

- 防災行政無線のデジタル化：整備済（R1）
- 防災行政無線子局数：118基（R1）【再掲】
- 防災行政無線の非常用電源の整備：整備済（R1）【再掲】

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下

【脆弱性の評価】

- 商工会議所等と連携して、企業業務継続計画の策定を促進することが必要である。
- 被災した企業が金融支援制度を円滑に活用できるよう、関係機関との情報共有を図ることが必要である。
- 国や県と連携して主要となる道路（国道、県道、市道）の改修を進めることが必要である。
- 広域交通ネットワークの機能確保が必要である。【再掲】

【現在の水準を示す指標】

- 業務継続計画を策定している企業数：6社（R1）
- 被災企業金融支援窓口の設置：検討中（R1）
- 県管理国県道の改良率：63.0%（H30）
- 市道の改修率：6.0%（R1）
- 県管理トンネルLED化（N=1TN）：0%（R1）
- 県管理トンネル補修率（N=5TN）：0%（R1）
- 県管理国県道の道路防災対策（N=86か所）：62.0%（R1）
- 東九州自動車道事業化区間の用地取得率：0%（R1）【再掲】
- 東九州自動車道「清武南～志布志」間の供用率：13.0%（R1）【再掲】

5-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響

【脆弱性の評価】

- SS過疎地にならないよう対策を講じることが必要である。
- 市民拠点SSの整備や災害訓練等を通じて、災害対応力の強化を推進することが必要である。
- エネルギー供給源の確保のため、太陽光や蓄電池等の再生可能エネルギーの導入を促進することが必要である。【再掲】
- 商工会議所等と連携して、企業業務継続計画の策定を促進することが必要である。【再掲】

【現在の水準を示す指標】

- SS過疎地域の解消：解消済（R1）
- 市民拠点SSの指定数：1か所（R1）
- 蓄電池等設置補助数：3件（R1）【再掲】
- 業務継続計画を策定している企業数：6社（R1）【再掲】

<p>5-3 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等</p> <p>【脆弱性の評価】 ○地域の消防活動を担う消防団の団員確保及び資質向上が必要である。【再掲】 ○大規模災害時に備え、消防組織間の相互応援協定に基づく連携強化が必要である。【再掲】</p> <p>【現在の水準を示す指標】 消防団員数：483人（R1）【再掲】 相互応援協定数：4件（R1）【再掲】</p>
<p>5-4 基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流での甚大な影響</p> <p>【脆弱性の評価】 ○広域交通ネットワークの機能確保が必要である。【再掲】 ○国や県と連携して主要となる道路（国道、県道、市道）の改修を進めることが必要である。【再掲】</p> <p>【現在の水準を示す指標】 東九州自動車道事業化区間の用地取得率：0%（R1）【再掲】 東九州自動車道「清武南～志布志」間の供用率：13.0%（R1）【再掲】 県管理国県道の改良率：63.0%（H30）【再掲】 市道の改修率：6.0%（R1）【再掲】 県管理トンネルLED化（N=1TN）：0%（R1）【再掲】 県管理トンネル補修率（N=5TN）：0%（R1）【再掲】 県管理国県道の道路防災対策（N=86か所）：62.0%（R1）【再掲】</p>
<p>5-5 食料等の安定供給の停滞</p> <p>【脆弱性の評価】 ○大規模災害が発生した場合、緊急に必要となる食料、飲料水、生活物資などの確保を円滑に行うため、物資の集積拠点の整備をしておくことが必要である。 ○平時から物資の集積拠点の管理・運営や輸送に係る事業者との協力体制の構築を図っておくことが必要である。 ○市の備蓄物資や流通備蓄の提供について、ラストワンマイル対策として関係機関との連携や調整などを強化することが必要である。</p> <p>【現在の水準を示す指標】 総合運動公園（防災公園）の整備率：29.1%（R1）【再掲】 市内運送業者との協定数：0件（R1）</p>
<p>6-1 電力ネットワーク（発電所、送配電施設）や石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止</p> <p>【脆弱性の評価】 ○エネルギー供給源の確保のため、太陽光や蓄電池等の再生可能エネルギーの導入を促進することが必要である。【再掲】 ○使用可能時間が72時間以上確保された非常用電源設備の導入及び燃料の確保が必要である。【再掲】</p> <p>【現在の水準を示す指標】 蓄電池等設置補助数：3件（R1）【再掲】 SSとの燃料提供協定：締結済（R1）【再掲】</p>

6-2 上水道の長期間にわたる機能停止
<p>【脆弱性の評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○大規模災害が発生しても業務が継続できるよう、上水道業務継続計画を策定することが必要である。 ○応援水道事業体受入マニュアルを策定し、受援体制を整備することが必要である。 ○水道施設が被災し、水道水を供給することができない場合に備え、災害時協力井戸の登録を進めることが必要である。 ○上水道施設の耐震化や老朽化対策が必要である。【再掲】 <p>【現在の水準を示す指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> 上水道の業務継続計画の策定：策定中（R 1） 応援水道事業体受入マニュアルの策定：策定中（R 1） 災害時協力井戸の登録件数：0件（R 1） 上水道基幹施設（配水池・浄水池等）の耐震化率：37.0%（R 1）【再掲】 上水道基幹管路の耐震化率：53.0%（R 1）【再掲】

6-3 污水处理施設等の長期間にわたる機能停止
<p>【脆弱性の評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○単独浄化槽から災害に強い合併浄化槽への転換を促進することが必要である。 ○避難者に感染症が広まらないよう、簡易トイレ等を備蓄しておくことが必要である。【再掲】 ○下水道施設の耐震化を進めることが必要である。【再掲】 ○大規模災害が発生しても業務が継続できるよう、下水道業務継続計画を策定することが必要であり、計画の見直しを適宜行うとともに、計画に基づく防災訓練を実施する。【再掲】 ○農業・漁業集落排水施設の老朽化対策を図るため、機能診断を実施することが必要である。【再掲】 <p>【現在の水準を示す指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> 合併浄化槽導入率：63.8%（R 1） 簡易トイレ備蓄数：36基（R 1）【再掲】 下水道施設の耐震化率：100%（R 1）【再掲】 計画に基づく訓練回数：1回（R 1）【再掲】 農業集落排水施設の機能診断実施状況：実施済（R 1）【再掲】 漁業集落排水施設の機能診断実施状況：未実施（R 1）【再掲】

6-4 交通インフラの長期間にわたる機能停止
<p>【脆弱性の評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○長寿命化修繕計画に基づき橋梁等の改修を図ることが必要である。 ○広域交通ネットワークの機能確保が必要である。【再掲】 ○大規模災害発生時における道路啓開の実効性を確保するため、関係機関との協定を締結するとともに、協定に基づく訓練を行うことが必要である。【再掲】 ○国や県と連携して主要となる道路（国道、県道、市道）の改修を進めることが必要である。【再掲】 <p>【現在の水準を示す指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> 県管理橋梁の補修率（N=91橋）：91.0%（R 1） 市管理橋梁の改修率：37.5%（R 1） 東九州自動車道事業化区間の用地取得率：0%（R 1）【再掲】 東九州自動車道「清武南～志布志」間の供用率：13.0%（R 1）【再掲】 道路啓開に関する協定の締結数：4件（R 1）【再掲】

県管理国県道の改良率：63.0%（H30）【再掲】
 市道の改修率：6.0%（R 1）【再掲】
 県管理トンネルLED化（N=1 TN）：0%（R 1）【再掲】
 県管理トンネル補修率（N=5 TN）：0%（R 1）【再掲】
 県管理国県道の道路防災対策（N=86か所）：62.0%（R 1）【再掲】

6-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全

【脆弱性の評価】

- 広域交通ネットワークの機能確保が必要である。【再掲】
- 国や県と連携して主要となる道路（国道、県道、市道）の改修を進めることが必要である。【再掲】
- 長寿命化修繕計画に基づき橋梁等の改修を図ることが必要である。【再掲】

【現在の水準を示す指標】

東九州自動車道事業化区間の用地取得率：0%（R 1）【再掲】
 東九州自動車道「清武南～志布志」間の供用率：13.0%（R 1）【再掲】
 県管理国県道の改良率：63.0%（H30）【再掲】
 市道の改修率：6.0%（R 1）【再掲】
 県管理トンネルLED化（N=1 TN）：0%（R 1）【再掲】
 県管理トンネル補修率（N=5 TN）：0%（R 1）【再掲】
 県管理国県道の道路防災対策（N=86か所）：62.0%（R 1）【再掲】
 県管理橋梁の補修率（N=91橋）：91.0%（R 1）【再掲】
 市管理橋梁の改修率：37.5%（R 1）【再掲】

7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

【脆弱性の評価】

- 地震後の通電火災を防止するため、感震ブレーカーの普及を啓発することが必要である。
- 地震に伴う消防水利の喪失を回避するため、耐震性貯水槽の整備等を行うことが必要である。
- 自主防災組織の充実、強化や地域防災のリーダーとなる防災士の育成が必要である。【再掲】
- 市民や企業等の自発的な防災活動を促すため、地区防災計画の策定が必要である。【再掲】
- 地域の消防活動を担う消防団の団員確保及び資質向上が必要である。【再掲】
- 住宅用火災警報器の設置を促進することが必要である。【再掲】
- 防火について市民への周知・啓発が必要である。【再掲】
- 大規模災害時に備え、消防組織間の相互応援協定に基づく連携強化が必要である。【再掲】

【現在の水準を示す指標】

感震ブレーカーの普及を促す広報紙等による啓発回数：0回（R 1）
 防火水槽の建設数：285基（R 1）
 防災士数：83人（R 1）【再掲】
 自主防災組織率：90.9%（R 1）【再掲】
 地区防災計画策定地区数：0地区（R 1）【再掲】
 消防団員数：483人（R 1）【再掲】
 住宅用火災警報器の設置率：83.0%（R 1）【再掲】
 火災による死者数：0人（R 1）【再掲】
 相互応援協定数：4件（R 1）【再掲】

7-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生
<p>【脆弱性の評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○臨海部の工場、危険物取扱施設等の被災は、周辺の生活、経済活動等に甚大な影響を及ぼすおそれがあるため、関係機関との連携強化や災害対応能力を高めることが必要である。 ○大規模災害等に備えた消防庁舎の移転や消防団活動拠点施設の整備、消防車両や装備資機材の充実が必要である。【再掲】
<p>【現在の水準を示す指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> 総合防災訓練の実施回数：1回（R1） 消防施設への装備資機材の充実：1か所（R1）【再掲】 消防団活動拠点施設整備：1箇所（R3）【再掲】
7-3 沿線・沿道の建物崩壊による閉塞
<p>【脆弱性の評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○沿道建築物の倒壊による通行障害を回避するため、指定路線における耐震診断の実施を所有者に促すとともに、診断の結果を踏まえ、耐震化を行う努力を求めることが必要である。 ○住宅の耐震化を進めることが必要である。又、既存市営住宅を含めた外壁落下防止等改修工事が必要である。【再掲】
<p>【現在の水準を示す指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> 住宅の耐震化率：49.0%（R1）【再掲】 外壁改修等工事：5団地（R1）【再掲】
7-4 ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊、機能不全や堆積した土砂等の流出による多数の死傷者の発生
<p>【脆弱性の評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市民への適切な災害情報の提供により逃げ遅れの発生を防止することが必要である。 ○自主防災組織の充実、強化や地域防災のリーダーとなる防災士の育成が必要である。【再掲】 ○地域の消防活動を担う消防団の団員確保及び資質向上が必要である。【再掲】 ○地域防災計画に要配慮者利用施設を記載し、当該施設において避難計画の策定と避難訓練の実施を促すことが必要である。【再掲】 ○土砂災害ハザードマップの策定及び周知が必要である。【再掲】 ○急傾斜地の崩壊による土砂災害防止を行うことが必要である。【再掲】 ○ため池ハザードマップの策定及び周知が必要である。【再掲】
<p>【現在の水準を示す指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害情報周知の出前講座実施回数：22回（R1） 防災士数：83人（R1）【再掲】 自主防災組織率：90.9%（R1）【再掲】 消防団員数：483人（R1）【再掲】 地域防災計画に記載した要配慮者利用施設数（土砂）：11施設（R1）【再掲】 土砂災害ハザードマップの作成：作成中（R1）【再掲】 県事業の砂防事業整備箇所数：4か所（R1）【再掲】 市事業の急傾斜地崩壊事業実施率：40.6%（R1）【再掲】 ため池ハザードマップの作成：未作成（R1）【再掲】

7-5 有害物質の大規模拡散・流出による地域の荒廃
【脆弱性の評価】 ○臨海部の工場、危険物取扱施設等の被災は、周辺の生活、経済活動等に甚大な影響を及ぼすおそれがあるため、関係機関との連携強化や災害対応能力を高めることが必要である。 【再掲】
【現在の水準を示す指標】 総合防災訓練の実施回数：1回（R1） 【再掲】
7-6 農地・森林等の被害による地域の荒廃
【脆弱性の評価】 ○農業水利施設の耐震化を図ることが必要である。 ○造林、間伐等による森林整備を行うことで森林機能の維持・向上を図ることが必要である。
【現在の水準を示す指標】 状況調査の実施：未実施（R1） 造林面積：152.0ha（R1） 間伐面積：33.0ha（R1）
7-7 漁港施設の被害による地域の荒廃
【脆弱性の評価】 ○被災時の緊急物資輸送や被災後の漁業活動の早期再開のため防災、生産、流通上重要な都井漁港と宮之浦漁港の防波堤や岸壁の耐震・耐波・粘り強い構造対策が必要である。
【現在の水準を示す指標】 防波堤や岸壁の耐震・耐波・粘り強い構造対策数：1漁港（R1）
8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
【脆弱性の評価】 ○災害廃棄物処理計画に基づく訓練を実施することが必要である。 ○災害廃棄物の発生に備え、事前に仮置場の候補地を決めておくことが必要である。 ○一般廃棄物処理業者等との協定締結を進めることが必要である。
【現在の水準を示す指標】 災害廃棄物処理訓練の実施回数：0回（R1） 仮置場（候補地）の箇所数：32か所（R1） 一般廃棄物処理業者等との協定締結数：0件（R1）

8-2 復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

【脆弱性の評価】

- 災害発生後も地域の生活機能を維持していくためには、平時から地域コミュニティ活性化の取組を進めていくことが必要である。
- 被災後、迅速かつ的確に復興ができるよう、事前復興計画を策定しておくことが必要である。
- 災害時におけるボランティアやNPOの活用体制を事前に整備しておくことが必要である。
- 自主防災組織の充実、強化や地域防災のリーダーとなる防災士の育成が必要である。【再掲】
- 大規模災害に備えた受援計画を策定し、支援物資の円滑な受入れを可能とする体制を構築することが必要である。【再掲】

【現在の水準を示す指標】

- 自治会加入率：93.0%（R 1）
- 事前復興計画の策定：未策定（R 1）
- 受援計画の策定：策定済（R 1）【再掲】
- 防災士数：83人（R 1）【再掲】
- 自主防災組織率：90.9%（R 1）【再掲】

8-3 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水の発生により復興が大幅に遅れる事態

【脆弱性の評価】

- 内水氾濫被害の解消及び軽減のため、河川改修が必要である。

【現在の水準を示す指標】

- 国・県への要望回数：1回（R 1）

8-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

【脆弱性の評価】

- 文化財の耐震化、防火対策を進めることが必要である。
- 有形無形の指定文化財等をデジタルで記録し、アーカイブ化しておくことが必要である。
- 文化財（天然記念物）の被害把握、調査研究や復元計画策定が必要である。
- 文化財（天然記念物動物）の生息地外への脱走による野獣化対策が必要である。
- 災害発生後も地域の生活機能を維持していくためには、平時から地域コミュニティ活性化の取組を進めていくことが必要である。【再掲】

【現在の水準を示す指標】

- 旧吉松家住宅の耐震、防火対策：計画中（R 1）
- 指定文化財（44件）のアーカイブ化率：20.5%（R 3）
- 管理施設の改修率：0%（R 1）
- 管理設備の改修率：0%（R 1）
- 自治会加入率：93.0%（R 1）【再掲】

<p>8-5 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態</p> <p>【脆弱性の評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○大規模災害時には、さまざまな災害対応業務において用地の確保が必要となるため、平常時から各業務における用地の活用見込みを集約し、調整を図っておく必要がある。 ○災害後の円滑な復旧復興を確保するため、地籍調査を実施し、土地境界等を明確にしておく必要がある。 ○復興に重要な役割を担う建設業の担い手確保・育成の観点から、就業環境の改善を図ることが必要である。 ○SS過疎地にならないよう対策を講じることが必要である。【再掲】 ○被災後、迅速かつ的確に復興ができるよう、事前復興計画を策定しておく必要がある。【再掲】 <p>【現在の水準を示す指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> 業務継続計画の策定：策定済（R1） 地籍調査進捗率：40.1%（R1） 企業支援プログラム事業の拡充：検討中（R1） 事前復興計画の策定：未策定（R1）【再掲】 SS過疎地域の解消：解消済（R1）【再掲】

<p>8-6 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業等による地域経済等への甚大な影響</p> <p>【脆弱性の評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○風評被害を払拭するため、関係機関や有識者の協力を得て、安全性等についてわかりやすく広報することが必要である。 ○商工会議所等と連携して、企業業務継続計画の策定を促進することが必要である。【再掲】 <p>【現在の水準を示す指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> 対応マニュアルの検討：検討中（R1） 業務継続計画を策定している企業数：6社（R1）【再掲】

(2) 施策分野ごとの脆弱性評価の結果概要

1 行政機能・消防・防災教育等

【脆弱性の評価】

(行政機能)

- 大規模災害の発生に備えて、被災者台帳システムの導入を図ることが必要である。
- 住家の被害認定調査を迅速に行えるよう、職員研修を行っておくことが必要である。
- 使用可能時間が72時間以上確保された非常用電源設備の導入及び燃料の確保が必要である。
- 防災拠点となる庁舎の耐震化や代替拠点の確保を進めることが必要である。
- 職員の参集体制や災害対策要員の確保について検討を行うことが必要である。
- 大規模災害の発生を想定した災害対策本部設置・運営訓練を行うことが必要である。
- 策定した業務継続計画の不断の見直しや業務継続計画に基づく訓練を行うことが必要である。
- 業務システムのクラウド化を図ることが必要である。
- 後方支援活動、避難所外の被災者対応、被災者等への情報発信の拠点整備が必要である。
- 災害時におけるボランティアやNPOの活用体制を事前に整備しておくことが必要である。

(消防)

- 地域の消防活動を担う消防団の団員確保及び資質向上が必要である。
- 大規模災害等に備えた消防庁舎の移転や消防団活動拠点施設の整備、消防車両や装備資機材の充実が必要である。
- 住宅用火災警報器の設置を促進することが必要である。
- 空からのアクセスも可能となるよう、あらかじめヘリコプター離着陸場となる地点を設定しておくことが必要である。
- 大規模災害時に備え、消防組織間の相互応援協定に基づく連携強化が必要である。
- 地震に伴う消防水利の喪失を回避するため、耐震性貯水槽の整備等を行うことが必要である。

(防災教育)

- 自主防災組織の充実、強化や地域防災のリーダーとなる防災士の育成が必要である。
- 市民や企業等の自発的な防災活動を促すため、地区防災計画の策定が必要である。
- 市民に対する救命処置等の普及啓発を行うことが必要である。
- 家具の転倒防止対策等について市民への周知・啓発が必要である。
- 住宅の耐震化について市民への周知・啓発が必要である。
- 防火について市民への周知・啓発が必要である。
- 迅速な避難の実施に向け、市民への啓発が必要である。
- 地域や学校等で避難訓練を実施することが必要である。
- 地震後の通電火災を防止するため、感震ブレーカーの普及を啓発することが必要である。

2 住宅・都市

【脆弱性の評価】

(耐震化等)

- 市内の小中学校について、天井等の非構造部材の落下防止対策等を含め、耐震化を進めることが重要である。
- 住宅の耐震化を進めることが必要である。又、既存市営住宅を含めた外壁落下防止等改修工事が必要である。
- 沿道建築物の倒壊による通行障害を回避するため、指定路線における耐震診断の実施を所有者に促すとともに、診断の結果を踏まえ、耐震化を行う努力を求めることが必要である。
- 防災上必要な施設における耐震化を進めることが必要である。
- 災害に強いまちづくりを進めるため、住宅・建築物等安全ストック形成事業を推進する。
- 市営住宅の防災・安全な整備を進めるため、防災・安全交付金等の公営住宅等整備事業、公営住宅等ストック総合改善事業等を推進する。
- 上水道施設の耐震化や老朽化対策が必要である。
- 下水道施設の耐震化を進めることが必要である。
- 農業・漁業集落排水施設の老朽化対策を図るため、機能診断を実施することが必要である。
- 市民病院の耐震化を進めることが必要である。
- 避難所となっている施設の耐震化や防災機能の強化を図ることが必要である。

(用地関係)

- 津波避難路、津波避難施設（タワー等）の整備や避難場所（避難ビル等）の確保が必要である。
- 仮設住宅となる用地の確保を行っておくことが必要である。
- 大規模災害時には、さまざまな災害対応業務において用地の確保が必要となるため、平常時から各業務における用地の活用見込みを集約し、調整を図っておくことが必要である。
- 災害後の円滑な復旧復興を確保するため、地籍調査を実施し、土地境界等を明確にしておくことが必要である。

(文化財)

- 文化財の耐震化を進めることが必要である。
- 市内の有形無形の文化財等をデジタルで記録し、アーカイブ化しておくことが必要である。
- 文化財（天然記念物）の被害把握、調査研究や復元計画策定が必要である。
- 文化財（天然記念物動物）の生息地外への脱走による野獣化対策が必要である。

(その他)

- 大規模災害が発生しても業務が継続できるよう、上水道業務継続計画を策定することが必要である。
- 大規模災害が発生しても業務が継続できるよう、下水道業務継続計画を策定することが必要であり、計画の見直しを適宜行うとともに、計画に基づく防災訓練を実施する
- 応援水道事業体受入マニュアルを策定し、受援体制を整備することが必要である。
- 水道施設が被災し、水道水を供給することができない場合に備え、災害時協力井戸の登録を進めることが必要である。
- 災害発生後も地域の生活機能を維持していくためには、平時から地域コミュニティ活性化の取組を進めていくことが必要である。
- 被災後、迅速かつ的確に復興ができるよう、事前復興計画を策定しておくことが必要である。

3 保健医療・福祉

【脆弱性の評価】

(保健)

- 避難者に感染症が広まらないよう、簡易トイレ等を備蓄しておくことが必要である。
- 衛生・防疫体制の確立等について示した「避難所運営マニュアル」を策定し、周知しておくことが必要である。
- 感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から適切な健康診断や予防接種を推進することが必要である。
- 災害発生時に消毒を必要に応じて実施できる体制を維持しておくことが必要である。
- 避難所以外に避難する者が生じることを考慮し、正しい感染症予防の情報を定着させる方法を計画しておくことが必要である。
- 大規模災害の発生に備えて、被災者の健康管理を行う体制を構築しておくことが必要である。

(医療)

- 大規模災害が発生時に業務が継続できるよう、市民病院の業務継続計画を策定することが必要である。
- 市民病院における非常用電源や受水槽の整備が必要である。
- 市民病院における非常用電源用の燃料、人工透析用の水の確保が必要である。

(福祉)

- 平常時の避難行動要支援者名簿情報の提供に、本人同意を要しないとする条例の制定が必要である。
- 避難行動要支援者名簿の提供及び個別避難計画の策定を進めることが必要である。
- 災害発生時に、特別な配慮が必要となる高齢者や障がい者などの方々が避難できるよう、福祉避難所を確保することが必要である。
- 福祉避難所として指定されている社会福祉施設において、大規模災害が発生しても業務が継続できるよう、業務継続計画を策定することが必要である。

4 物資・エネルギー・情報通信

【脆弱性の評価】

(物資)

- 家庭や事業所において食料や生活必需品の備蓄を促すことが必要である。
- 市において計画的な備蓄を進めることが必要である。
- 災害時における生活必需品や燃料等について、民間事業者等と物資調達・供給確保のための協定締結を進めることが必要である。

(エネルギー)

- エネルギー供給源の確保のため、太陽光や蓄電池等の再生可能エネルギーの導入を促進することが必要である。
- SS過疎地にならないよう対策を講じることが必要である。
- 市民拠点SSの整備や災害訓練等を通じて、災害対応力の強化を推進することが必要である。

(情報通信)

- 防災行政無線、防災メールや緊急速報メール等多様な伝達手段による情報の確実かつ迅速な伝達が必要である。
- 指定避難所等との通信手段を確保するための衛星携帯電話などの災害用通信設備を整備することが必要である。
- 防災行政無線の戸別受信機の配布を進めることが必要である。
- 県の「防災・防犯メールサービス」への登録を市民に呼びかけることが必要である。
- 市民への適切な災害情報の提供により逃げ遅れの発生を防止することが必要である。
- 防災行政無線の非常用電源設備の整備を図ることが必要である。
- 防災行政無線のデジタル化の推進を図ることが必要である。

5 産業

【脆弱性の評価】

- 商工会議所等と連携して、企業業務継続計画の策定を促進することが必要である。
- 被災企業が金融支援制度を円滑に活用できるよう、関係期間との情報共有を図ることが必要である。
- 復興に重要な役割を担う建設業の担い手確保・育成のための、就業環境改善を図ることが必要である。
- 風評被害を払拭するため、関係機関や有識者の協力を得て、安全性等についてわかりやすく広報することが必要である。

6 交通・物流
<p>【脆弱性の評価】</p> <p>(交通)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○広域交通ネットワークの機能確保が必要である。 ○大規模災害発生時における道路啓開の実効性を確保するため、関係機関との協定を締結するとともに、協定に基づく訓練を行うことが必要である。 <p>(物流)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○大規模災害に備えた受援計画を策定し、支援物資の円滑な受入れを可能とする体制を構築することが必要である。 ○大規模災害が発生した場合、緊急に必要な食料、飲料水、生活物資などの確保を円滑に行うため、物資の集積拠点の整備をしておくことが必要である。 ○平時から物資の集積拠点の管理・運営や輸送に係る事業者との協力体制の構築を図っておくことが必要である。 ○市の備蓄物資や流通備蓄の提供について、ラストワンマイル対策として関係機関との連携や調整などを強化することが必要である。

7 農林水産
<p>【脆弱性の評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○農業水利施設の耐震化を図ることが必要である。 ○造林、間伐等による森林整備を行うことで森林機能の維持・向上を図ることが必要である。 ○被災時の緊急物資輸送や被災後の漁業活動の早期再開のため防災、生産、流通上重要な都井漁港と宮之浦漁港の防波堤や岸壁の耐震・耐波・粘り強い構造対策が必要である。

8 国土保全
<p>【脆弱性の評価】</p> <p>(ハード対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国や県と連携して、内水氾濫被害軽減のため、流域河川の改修が必要である。 ○国や県と連携して、福島・天神・本城川等の改修による災害に強いまちづくりの推進が必要である。 ○市が管理する河川の草刈や浚渫の実施、護岸破損箇所の修繕による堤防からの越水を防止することが必要である。 ○県と連携して、土砂災害の危険箇所の把握に努め、土砂災害対策を行なうことが必要である。 ○治山施設の整備による山地災害対策を行うことが必要である。 ○事業者等が早期に活動等を再開できるよう、国や県と連携して主要となる道路の改修を進めることが必要である。 ○長寿命化修繕計画に基づき橋梁等の改修を図ることが必要である。 <p>(ソフト対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域防災計画に要配慮者利用施設を記載し、当該施設において避難計画の策定と避難訓練の実施を促すことが必要である。 ○避難勧告等の発令基準の策定が必要である。 ○洪水ハザードマップの策定及び周知が必要である。 ○土砂災害ハザードマップの策定及び周知が必要である。 ○ため池ハザードマップの策定及び周知が必要である。 ○大規模な火山噴火（桜島・新燃岳等）による大量の降灰への対策を行うことが必要である。

9 環境

【脆弱性の評価】

- 単独浄化槽から災害に強い合併浄化槽への転換を促進することが必要である。
- 臨海部の工場、危険物取扱施設等の被災は、周辺の生活、経済活動等に甚大な影響を及ぼすおそれがあるため、関係機関との連携強化や災害対応能力を高めることが必要である。
- 災害廃棄物処理計画に基づく訓練を実施することが必要である。
- 災害廃棄物の発生に備え、事前に仮置き場等を決めておくことが必要である。
- 一般廃棄物処理業者等との協定締結を進めることが必要である。

■第4章 施策分野ごとの地域強靱化の推進方針

第2章で設定した9つの施策分野ごとの推進方針については次のとおりである。

1 行政機能・消防・防災教育

(行政機能)

- 大規模災害の発生に備えて、被災者台帳システムの導入を図る。
- 被災建築物応急危険度が迅速に行えるよう講習会を受講し、被災地となった場合のコーディネーター講習を受け、判定士要請、受入体制の構築を図る。
- 災害対策本部が設置される庁舎における非常用電源設備の使用可能時間は24時間しかないため、72時間以上確保された非常用電源設備を導入するとともに、近隣のガソリンスタンド等と燃料提供に係る協定を締結する。
- 防災拠点となる庁舎の耐震化や庁舎が被災した場合に備え、代替拠点の確保を進める。
- 災害発生後速やかに職員を集合させるため、市庁舎周辺居住職員を活用すること。また、災害対策要員を確保するため、防災担当業務を経験したことのある職員の活用を検討する。
- 大規模災害の発生を想定した災害対策本部設置・運営訓練を行う。
- 策定した業務継続計画の不断の見直しを行うとともに、業務継続計画に基づく訓練を行う。
- 災害発生時に各種行政データを保全するため、業務システムのクラウド化や外部データセンターへの移設を図る。
- 後方支援活動拠点となる総合運動公園の整備及び帰宅困難者をはじめ被災者等への情報発信等の拠点となる道の駅の整備を進める。
- 災害時におけるボランティアやNPOの活用体制を事前に整備する。

(消防)

- 地域の消防活動を担う消防団の団員を確保するため、団員募集を継続するとともに、団員の資質向上の教育・訓練を実施する。
- 大規模災害等に備えるため消防庁舎の移転や消防団活動拠点施設の整備、消防車両や装備資機材を充実させる。
- 住宅用火災警報器の設置を促進するため、市民に対する啓発活動を行う。
- 空からのアクセスも可能となるよう、あらかじめヘリコプター離着陸場となる地点を設定する。
- 大規模災害時において、救助活動に人員の不足が予測されることから、消防組織の広域による人員確保が必要である。
- 地震に伴う消防水利の喪失を回避するため、耐震性貯水槽の整備等を行う。

(防災教育)

- 全ての市内自治会単位で自主防災組織を組織し、装備資機材の充実を図る。
- 自主防災組織単位で、市民や企業等の自発的な防災活動を促すため、地区防災計画策定を進める。
- 消防本部が実施する救命講習の受講を市民に呼びかける。

- 地震から命を守る行動の一つとして、家具の転倒防止対策等について市民への啓発を行う。
- 補助制度の活用を呼びかけるなど、住宅の耐震化について市民への啓発を行う。
- 防火について市民への周知・啓発を行う。
- 津波や風水害などから命を守る行動の一つとして、迅速な避難の実施について市民への啓発を行う。
- 地域や学校等で少なくとも年1回は避難訓練を実施する。
- 地震後の通電火災を防止するため、感震ブレーカーの普及を市民に啓発する。

【指標】

- 被災者台帳システムの導入：未導入（R1）→導入済（R6）
- 被災建築物応急危険度判定士講習会受講回数：1回（R1）→継続（R6）
- 被災建築物応急危険度判定士コーディネーター講習会受講回数：1回（R1）→継続（R6）
- SSとの燃料提供協定：締結済（R1）→継続（R6）
- 防災拠点施設の耐震化：整備済（R1）→継続（R6）
- 職員の登庁訓練の実施回数：0回（R1）→4回（R6）
- 災害対策本部設置・運営訓練の実施回数：1回（R1）→3回（R6）
- 業務継続計画に基づく訓練の実施回数：0回（R1）→2回（R6）
- クラウド化した（外部データセンターに移設した）業務率：100%（R1）→継続（R6）
- 総合運動公園（防災公園）の整備率：29.1%（R1）→66.0%（R6）
- 内訳：別紙1一覧表による
- 道の駅の整備率：0%（R1）→100%（R6）
- 受援計画の策定：策定済（R1）→継続（R6）
- 消防団員数：483人（R1）→継続（R6）
- 消防施設への装備資機材の充実：1か所（R1）→3か所（R6）
- 住宅用火災警報器の設置率：83.0%（R1）→90.0%（R6）
- ヘリコプター臨時離着陸場の指定数：17か所（R1）→継続（R6）
- 相互応援協定数：4件（R1）→継続（R6）
- 防火水槽の建設数：285基（R1）→287基（R6）
- 防災士数：83人（R1）→153人（R6）
- 自主防災組織率：90.9%（R1）→100%（R6）
- 地区防災計画策定地区数：0地区（R1）→30地区（R6）
- 救命講習受講者数：1,244人（R1）→1,300人（R6）
- 転倒防止対策等の出前講座実施回数：22回（R1）→50回（R6）
- 木造住宅耐震化へ向けた出前講座実施回数：1回（R1）→2回（R6）
- 火災による死者数：0人（R1）→継続（R6）
- 津波避難訓練実施数：11回（R1）→30回（R6）
- 避難訓練実施数：20回（R1）→50回（R6）
- 感震ブレーカーの普及を促す広報紙等による啓発回数：0回（R1）→1回（R6）
- 消防団活動拠点施設：1箇所（R3）→2箇所（R6）

2 住宅・都市

(耐震化等)

- 指定避難所として位置づけている市内の小中学校について、天井等の非構造部材の落下防止対策等を含め、耐震化を進める。
- 地震から命を守る行動の一つとして、住宅の耐震化について市民への啓発を行う。又、既存市営住宅を含めた外壁落下防止等改修工事を実施していく。
- 沿道建築物の倒壊による通行障害を回避するため、指定路線における耐震診断の実施を所有者に促すとともに、診断の結果を元に耐震化を促す。
- 防災上必要な施設における耐震化を進める。
- 災害に強いまちづくりを進めるため、住宅・建築物等安全ストック形成事業を推進する。
- 市営住宅の防災・安全な整備を進めるため、防災・安全交付金等の公営住宅等整備事業、公営住宅等ストック総合改善事業等を推進する。
- 上水道施設の耐震化や老朽化対策を行う。
- 下水道施設の耐震化を進める。
- 農業・漁業集落排水施設の老朽化対策を図るため、機能診断を実施する。
- 市民病院の耐震化を進める。
- 指定避難所となっている施設の耐震化や防災機能の強化を図る。

(用地関係)

- 津波対策については避難が最も重要であることから、津波からの避難路や津波避難施設（タワー等）の整備や避難場所（民間のビル等）を確保する。
- 大規模災害発生後に必要になることが見込まれる仮設住宅となる用地の確保を行う。
- 大規模災害発生時には、さまざまな災害対応業務において用地の確保が必要となるため、平時から各業務における用地の活用見込みを集約し、調整を図る。
- 災害後の円滑な復旧復興を確保するため、土地境界等を明確にするための地籍調査を進める。

(文化財)

- 指定文化財（旧吉松家住宅）の耐震化、防火対策を進める。
- 有形無形の指定文化財等をデジタルで記録し、アーカイブ化を進める。
- 天然記念物関連施設（管理施設、研究施設等）の改修を進める。
- 天然記念物管理設備（脱柵防止柵等）の改修を進める。

(その他)

- 大規模災害が発生しても業務が継続できるよう、上水道業務継続計画を策定する。
- 大規模災害が発生しても業務が継続できるよう、下水道業務継続計画を策定し、計画の見直しを適宜行うとともに、計画に基づく防災訓練を実施していく。
- 大規模災害発生時には、他の水道事業者からの支援を受ける可能性が高いことから、「応援水道事業体受入マニュアル」を策定する。
- 水道施設が被災し、水道水を供給することができない場合に備え、災害時協力井戸の登録を進める。
- 災害発生後も地域の生活機能を維持していくため、平時から地域コミュニティ活性化の取組を進める。
- 大規模災害発生後、迅速かつ的確に復興ができるよう、事前復興計画を策定する。

【指標】

学校施設（全18か所）の耐震化：整備済（R1）→継続（R6）
住宅の耐震化率：49.0%（R1）→90.0%（R6）
市営住宅外壁改修等工事：5団地（R1）→8団地（R6）
防災拠点となる公共施設の耐震化：8施設（R1）→継続（R6）
上水道基幹施設（配水池・浄水池等）の耐震化率
：37.0%（R1）→65.0%（R6）
上水道基幹管路の耐震化率：53.0%（R1）→53.0%（R6）
下水道施設の耐震化率：100%（R1）→継続（R6）
農業集落排水施設の機能診断実施状況：実施済（R1）→継続（R6）
漁業集落排水施設の機能診断実施状況：未実施（R1）→検討中（R6）
市民病院の耐震化：整備済（R1）→継続（R6）
重要避難所の自家発電施設整備数：6施設（R1）→継続（R6）
特定避難困難地域の解消：解消済（R1）→継続（R6）
仮設住宅用地確保数：706戸（R1）→830戸（R6）
業務継続計画の策定：策定済（R1）→継続（R6）
地籍調査進捗率：40.1%（R1）→51.4%（R6）
旧吉松家住宅の耐震、防火対策：計画中（R1）→改修中（R6）
指定文化財（44件）のアーカイブ化率：20.5%（R3）→70.0%（R6）
管理施設の改修率：0%（R1）→50.0%（R6）
管理設備の改修率：0%（R1）→50.0%（R6）
上水道業務継続計画の策定：策定中（R1）→策定済（R6）
計画に基づく訓練回数：1回（R1）→継続（R6）
応援水道事業者受入マニュアルの策定：策定中（R1）→策定済（R6）
災害時協力井戸の登録件数：0件（R1）→検討中（R6）
自治会加入率：93.0%（R1）→95.0%（R6）
事前復興計画の策定：未策定（R1）→策定済（R6）

3 保健医療・福祉

(保健)

- 避難者に感染症が広まらないよう、簡易トイレ等を備蓄する。
- 衛生・防疫体制の確立等について示した「避難所運営マニュアル」を策定し、周知する。
- 感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から適切な健康診断や予防接種を推進する。
- 災害発生時に消毒を必要に応じて実施できる体制を維持する。
- 避難所以外に避難する者が生じることを考慮し、正しい感染症予防の情報を定着させる方法を計画しておく。
- 大規模災害の発生に備えて、被災者の健康管理を行う体制を構築しておく。

(医療)

- 大規模災害が発生しても業務が継続できるよう、市民病院の業務継続計画を策定する。
- 市民病院における非常用電源や受水槽の整備を行う。
- 市民病院における非常用電源用の燃料、人工透析用の水を確保する。

(福祉)

- 平常時の避難行動要支援者名簿情報の提供に際し、本人同意を要しないとする条例を制定する。
- 避難行動要支援者名簿の提供及び個別避難計画の策定を進める。

- 災害発生時に、特別な配慮が必要となる高齢者や障がい者などの方々が避難できるよう、福祉避難所を確保する。
- 福祉避難所として指定されている社会福祉施設において、大規模災害が発生しても業務が継続できるよう、業務継続計画を策定することを促進する。

【指標】

- 簡易トイレ備蓄数：36基（R1）→70基（R6）
- 「避難所運営マニュアル」の策定：策定済（R1）→周知済（R6）
- 予防接種法に基づく麻疹・風しんの予防接種率：95.5%（R1）→100%（R6）
- 消毒体制の整備：整備済（R1）→継続（R6）
- 災害時保健活動マニュアルの策定：策定済（R1）→継続（R6）
- 市民病院の業務継続計画の策定：策定中（R1）→策定済（R6）
- 市民病院における災害対応施設の整備：整備済（R1）→継続（R6）
- 市民病院における関係機関・団体との協定締結：検討中（R1）→締結済（R6）
- 平常時の避難行動要支援者名簿情報の提供に際し、本人の同意を要しないとする条例の制定：未制定（R1）→制定済（R6）
- 避難行動要支援者名簿の作成：作成済（R1）→継続（R6）
- 福祉避難所の指定数：7か所（R1）→10か所（R6）
- 社会福祉施設業務継続計画を策定している福祉避難所数：6か所（R1）→7か所（R6）

4 物資・エネルギー・情報通信

(物資)

- 家庭や事業所において食料や生活必需品の備蓄を促す。
- 市において計画的な備蓄を進める。
- 災害時における生活必需品や燃料等について、民間事業者等と物資調達・供給確保のための協定締結を進める。

(エネルギー)

- エネルギー供給源の確保のため、太陽光や蓄電池等の再生可能エネルギーの導入を促進することが必要である。
- SS過疎地にならないよう対策を講じていく。
- 市民拠点SSの整備や災害訓練等を通じて、災害対応力の強化を推進する。

(情報通信)

- 防災行政無線、防災メールや緊急速報メール等多様な伝達手段による情報の確実かつ迅速な伝達を行う。
- 指定避難所の中でも、重要避難所として位置づけている6施設の災害用通信設備を整備する。
- 県の「防災・防犯メールサービス」への登録を市民に呼びかける。
- 市民への適切な災害情報の提供により逃げ遅れの発生を防止する。
- 防災行政無線の非常用電源の設置を行う。
- 防災行政無線のデジタル化の推進を図る。

【指標】

生活必需品の備蓄を促す広報紙等による啓発回数：2回（R1）→6回（R6）
食料備蓄率：100%（R1）→継続（R6）
物資の供給に係る民間事業者等との協定締結数：24件（R1）→30件（R6）
蓄電池設置補助数：3件（R1）→9件（R6）
SS過疎地域の解消：解消済（R1）→継続（R6）
市民拠点SSの指定数：1か所（R1）→6か所（R6）
防災行政無線子局数：118基（R1）→継続（R6）
通信設備整備施設数：2か所（R1）→6か所（R6）
広報紙等による登録啓発回数：2回（R1）→6回（R6）
災害情報周知の出前講座実施回数：22回（R1）→50回（R6）
防災行政無線の非常用電源：整備済（R1）→継続（R6）
防災行政無線のデジタル化：整備済（R1）→継続（R6）

5 産業

- 商工会議所等と連携して、企業業務継続計画の策定を促進する。
- 被災した企業が金融支援制度を円滑に活用できるよう、関係機関との情報共有を図る。
- 復興に重要な担い手確保・育成の観点から、支援プログラム事業（雇用促進・従業員の技能向上）の拡充を図る。
- 風評被害を払拭するため、関係機関や有識者の協力を得て、安全性等についてわかりやすく広報する。

【指標】

業務継続計画を策定している企業数：6社（R1）→10社（R6）
被災企業金融支援窓口の設置：検討中（R1）→設置済（R6）
企業支援プログラム事業の拡充：検討中（R1）→調整（R6）
対応マニュアルの検討：検討中（R1）→調整（R6）

6 交通・物流

(交通)

- 広域交通ネットワークの機能を確保するため、柱となる東九州自動車道の事業中区間の早期整備を図るとともに、未事業化区間「南郷～奈留」間の早期事業化と「奈留IC（仮称）」のフルIC化を推進する。
- 大規模災害発生時における道路啓開の実効性を確保するため、関係機関との協定を締結するとともに、協定に基づく訓練を行う。

(物流)

- 大規模災害に備えた受援計画を策定し、支援物資の円滑な受入れを可能とする体制を構築する。
- 大規模災害が発生した場合、緊急に必要となる食料、飲料水、生活物資などの確保を円滑に行うため、物資の集積拠点の整備をしておく。
- 平時から物資の集積拠点の管理・運営や輸送に係る事業者との協力体制の構築を図っておくことが必要である。
- 市の備蓄物資や流通備蓄の提供について、ラストワンマイル対策として関係機関との連携や調整などを強化する。

【指標】

- 東九州自動車道事業化区間の用地取得率：0%（R1）→100%（R6）
- 東九州自動車道「清武南～志布志」間の供用率：13.0%（R1）→39.0%（R1）
- 道路啓開に関する協定の締結数：4件（R1）→10件（R6）
- 受援計画の策定：策定済（R1）→継続（R6）
- 総合運動公園（防災公園）の整備率：29.1%（R1）→66.0%（R6）
内訳：別紙1一覧表による
- 市内運送業者との協定数：0件（R1）→3件（R6）

7 農林水産

- 農業水利施設の耐震化を図る目的に状況調査を実施する。
- 造林、間伐等による森林整備を行うことで森林機能の維持・向上を図る。
- 防災拠点である都井漁港の防波堤や岸壁の耐震・耐波・粘り強い構造対策は完了しており、生産、流通拠点の宮之浦漁港の対策を県と連携し行う。

【指標】

- 状況調査の実施：未実施（R1）→実施中（R6）
- 造林面積：152.0ha（R1）→継続（R6）
- 間伐面積：33.0ha（R1）→継続（R6）
- 防波堤や岸壁の耐震・耐波・粘り強い構造対策数：1漁港（R1）→2漁港（R6）

8 国土保全

（ハード対策）

- 国や県と連携して、内水氾濫被害軽減のため、流域河川の改修が必要である。
- 国や県と連携して、福島川、天神川、本城川等の河川改修による災害に強いまちづくりを推進する。
- 市が管理する河川の草刈や浚渫の実施、護岸破損箇所の修繕により、堤防からの越水を防ぐ。
- 県と連携して、土砂災害の危険箇所の把握に努め、砂防施設等による土砂災害対策を推進する。
- 治山施設の整備による山地災害対策を行う。
- 事業者等が早期に活動等を再開できるよう、国や県と連携して主要となる国道448号石波工区（3.13km）、市木串間線牧内工区（0.98km）、北方南郷線秋山工区（1.50km）、都井西方線港工区（1.32km）、都井西方線港2工区（1.0km）、一氏西方線矢床工区（0.50km）、今別府串間線鹿谷2工区（3.0km）の道路改修を進める。
- 法面保護等による道路防災対策を進める。
- 長寿命化修繕計画に基づき橋梁等の改修率を進める。

（ソフト対策）

- 地域防災計画に要配慮者利用施設を記載し、当該施設において避難計画の策定と避難訓練の実施を促す。
- 避難勧告等の発令基準に合わせ関係機関との連携が必要である。
- 洪水ハザードマップの策定及び周知を行う。
- 土砂災害ハザードマップの策定及び周知を行う。
- ため池ハザードマップの策定及び周知を行う。
- 大規模な火山噴火（桜島・新燃岳等）による大量の降灰への対策を行う。

【指標】

- 国・県への要望回数：1回（R1）→5回（R6）
- 県河川改修：3箇所（R1）→3箇所（R6）
- 浚渫箇所：5箇所（R1）→30箇所（R6）
- 県事業の砂防事業整備箇所数：4箇所（R1）→8箇所（R6）
- 市事業の急傾斜地崩壊事業実施率：40.6%（R1）→44.4%（R6）
- 治山施設整備：1地区（R1）→8地区（R6）
- 関係機関とのホットラインの構築：策定済（R1）→継続（R6）
- 県管理国県道の改良率：63.0%（H30）→65.7%（R6）
- 市道の改修率：6.0%（R1）→22.0%（R6）
 - 内訳：別紙2一覧表による
- 県管理トンネルLED化（N=1TN）：0%（R1）→100%（R2）
- 県管理トンネル補修率（N=5TN）：0%（R1）→100%（R2）
- 県管理国県道の道路防災対策（N=86箇所）：62.0%（R1）100%（R6）
- 県管理橋梁の補修率（N=91橋）：91.0%（R1）→100%（R6）
- 市管理橋梁の改修率：37.5%（R1）→100%（R6）
 - 内訳：別紙3一覧表による
- 地域防災計画に記載した要配慮者利用施設数（土砂災害）：11施設（R1）→継続（R6）
- 地域防災計画に記載した要配慮者利用施設数（洪水災害）：調査中（R1）→掲載済（R6）
- 洪水ハザードマップの作成：作成中（R1）→配布済（R6）
- 土砂災害ハザードマップの作成：作成中（R1）→配布済（R6）
- ため池ハザードマップの作成：未作成（R1）→作成済（R6）
- 大規模降灰に対する処理計画の策定：未策定（R1）→検討（R6）

9 環境

- 単独浄化槽から災害に強い合併浄化槽への転換を促進する。
- 臨海部の工場、危険物取扱施設等の被災は、周辺の生活、経済活動等に甚大な影響を及ぼすおそれがあるため、関係機関との連携強化や災害対応能力を高める。
- 災害廃棄物処理計画に基づく訓練を実施する。
- 災害廃棄物の発生に備え、事前に仮置き場等を決めておく。
- 一般廃棄物処理業者等との協定締結を進める。

【指標】

- 合併浄化槽導入率：63.8%（R1）→69.8%（R6）
- 総合防災訓練の実施回数：1回（R1）→1回（R6）
- 災害廃棄物処理訓練の実施回数：0回（R1）→1回（R6）
- 仮置場（候補地）の箇所数：32か所（R1）→継続（R6）
- 一般廃棄物処理業者等との協定締結数：0件（R1）→2件（R6）

■第5章 市計画の推進と不断の見直し

1 市の他の計画等の必要な見直し

市計画は、地域の強靱化の観点から、市計画以外の地域防災計画をはじめとする様々な分野の計画等の指針となるものであることから、市計画で示された方針に基づき、他の計画等においては必要に応じて見直すなどの所要の対応を行い、市計画との整合性を図るものとする。

2 市計画の進捗管理

強靱化の取組は、脆弱性評価の

結果を踏まえ、市計画の施策の推進方針に沿って、毎年度さまざまな施策を実行していくものである。このため、市計画の進捗管理においては、指標により施策の進捗状況等の把握・分析を行い、PDCAサイクルによる点検・見直しを行うものとする。

3 市計画の不断の見直し

市計画は、長期を展望しつつ、今後の社会経済情勢等の変化に対応できるよう、串間市長期総合計画を勘案しつつ、令和6年度を目標年次とするが、必要に応じて見直すものとする。

